令和7年度から65歳以上の方などを対象に帯状疱疹ワクチンの定期接種を実施します

予防接種法の改正により令和7年4月1日から帯状疱疹ワクチンが定期接種となりました。今年度対象の方には案内を送付しますので接種をご検討ください。

●対象者：美波町に住民登録をしており、下記に該当する方

①令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日）に以下の年齢となる誕生日を迎える人

年齢	生年月日
65歳	昭和35年4月2日　～　昭和36年4月1日　生まれ
70歳	昭和30年4月2日　～　昭和31年4月1日　生まれ
75歳	昭和25年4月2日　～　昭和26年4月1日　生まれ
80歳	昭和20年4月2日　～　昭和21年4月1日　生まれ
85歳	昭和15年4月2日　～　昭和16年4月1日　生まれ
90歳	昭和10年4月2日　～　昭和11年4月1日　生まれ
95歳	昭和　5年4月2日　～　昭和　6年4月1日　生まれ
100歳	大正14年4月2日　～　大正15年4月1日　生まれ
101歳以上	大正14年4月1日以前に生まれた人（今年度限り）

上記対象者が助成を受けられるのは今年度のみとなり、その後は任意接種（全額自己負担）となりますので、接種を希望される方は、今回の接種をお勧めします。

令和8年度から令和11年度までの間は、65歳の方に加えて、経過措置として70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人が対象者となります。

②60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

●実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

●自己負担額：生ワクチン 4,000円 / 組換えワクチン 10,000円

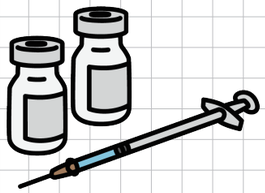

※生活保護世帯に属する人は免除
医療機関窓口で、生活保護受給証明書（南部総合県民局）を提示ください。
なお、接種期間外での接種は任意となり、町の助成を受けることはできません。

●持参するもの：予診票、接種済証、保険証

※ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に関する障害をお持ちの方は、身体障害者手帳をご持参ください。

●接種場所：広域化委託契約医療機関（通知と同封の医療機関一覧表に掲載）で行ってください

※事前に希望の医療機関へご連絡ください。

【帯状疱疹とは】

▶帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱（みずぶくれ）が現れる皮膚の病気です。
▶合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。

【ワクチンについて】

▶帯状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なっています。

	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
接種回数と間隔	1回	2回（2か月以上の間隔をあける）※
接種条件	病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません。	免疫の状態に関わらず接種可能

※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
その他不明な点は健康増進課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】健康増進課☎ 0884-77-3621

徳島県後期高齢者医療制度の保険料について

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっていますので、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

●保険料の計算方法

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額です。※上限額：80 万円

▶均等割額：56,311 円　※被保険者が等しく負担
▶所得割額：「基礎控除後の総所得金額等」×「所得割率10.55%」　※被保険者の所得に応じて負担いただきます。

●保険料の軽減

所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方については、保険料の軽減制度があります。

▶均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合は、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	均等割額の軽減割合
43万円＋「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下	7 割
43万円＋「30万5千円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下	5 割
43万円＋「56万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数- 1 ）」以下	2 割

▶被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。
ただし、上記の 7 割軽減に該当する場合は、7 割軽減が適用されます。

●保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。
納付方法は、「特別徴収（年金からの天引き）」と「普通徴収（納付書または口座振替による納付）」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

【お問い合わせ】役場福祉課☎ 0884-77-3614